

令和7年度第4回 徳島地方最低賃金審議会議事録（午前の部）

1 開催日時、場所

日時 令和7年8月21日（木） 午前9時00分～9時52分
場所 徳島地方合同庁舎6階 会議室 （徳島労働局）
（徳島市徳島町城内6－6）

2 出席者

（公益委員） 稲倉委員 竹原委員 段野委員 撫養委員 米澤委員
（労側委員） 川口委員 辰巳委員 三木委員 南委員 横井委員
（使側委員） 藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 主要議題

- （1）中央最低賃金審議会目安答申伝達について
- （2）今後の審議日程について
- （3）その他

4 議事

○事務局（賃金室長）

それでは、定刻となりましたので、令和7年度第4回徳島地方最低賃金審議会を開会したいと思います。報道機関の皆様方は、今後につきましては、撮影、録音についてご遠慮いただけたらと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。それでは、段野会長に会の進行をお願いしたいと思います。会長よろしくお願いいたします。

○段野会長

皆様、おはようございます。それでは、令和7年度第4回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。委員の皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局から本日の委員の出席、公開状況の報告をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

本審議会の成立に関しましては、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員総数の3分の2である10名以上の出席、または公労使委員の各3分の1である2名以上の出席が必要となっております。本日は15名の委員のご出席を確認できておりますので、本審議会は成立していることを報告いたします。

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき、公開しております。本日、15名の傍聴がございました。傍聴人は傍聴の注意事項を守っていただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、傍聴の方は、発言することができません。また、審議に差し障りのある行為があった場合につきましては、退席をお願いすることがありますので、ご承知おきください。以上です。

○段野会長

それでは、議案1、中央最低賃金審議会の目安答申伝達について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

お手元に配付してあります第4回徳島地方最低賃金審議会資料目次のNo.1をご覧くださいけたらなと思っております。

1ページ目でございます。

こちらのほう、1、2ページに地域別最低賃金額改定の目安に関する答申の本文のほうを載せさせていただいてます。また、3ページから13ページに関しまして、公益委員の見解のほうを掲載させていただいています。さらに、14ページから65ページが参考資料となっております。また、その後、66ページから70ページに目安に関する小委員会の報告というような構成になっております。

まず、答申本文の概要について説明いたします。

答申本文としては項目の「1」に「金額に関し意見の一致には至らなかった」旨が記載され、よって「2」により「目安に関する公益委員見解等を地方最低賃金審議会に示す」旨が記載され、「3」により「地方最低賃金審議会においては、公益委員見解を十分参酌し、自主性発揮を期待する」旨が記載されています。「4」では、「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識である」とされた上で、以降については、支援策を始め、政府への要望などの付帯決議事項となっております。よって具体的な目安金額については、3ページ、別紙1の「目安に関する公益委員見解」に示されることとなります。

それでは、公益委員見解の概要について説明に移ります。

3ページをご覧ください。まず、引上げ額の目安についてですが、Aランクが63円の5.6%、Bランクも63円の6.3%、Cランクが64円の6.7%となっております。

項目2以降に審議内容についての説明が行われており、公益委員見解において金額決定に至るまでの審議のまとめとしては8ページのエ「各ランクの引上げ額の目安」の下から2行目以降、10ページの中段部分までとなります。次に、10ページのオは政府への要望関係ですが、言及された支援策の内容は、7月17日に配布しました第1回目安小委員会の資料と同じであることを申し添えます。

さらにページをめくっていただいて、12ページのカの部分ですが、こちらは地方審議会への期待に関する事項になっていきます。目安は地方審議会の審議決定を拘束するものではないとした前提の下、地域の経済、雇用の実態等、データに基づいて見極め、自主性を発揮するよう期待されています。

あわせて、本年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ることなどを考慮して検討されたものであることに配意が求められています。

また、13ページの上から6行目に発効日は各地方審議会の公労使で議論して決定できることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分な議論を要望する旨の記載が行われていますので、今後のご審議の参考までに説明させていただきました。

なお、答申の別添である参考資料及び別紙2の目安に関する小委員会報告については、割愛させていただきます。答申文の説明としては、以上となります。

あわせて、中央最低賃金審議会会長からのメッセージが届いておりますので、紹介させていただきます。

（中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージ上映）

皆さん、こんにちは。中央最低賃金審議会の会長の藤村でございます。

今年度も目安の位置づけの趣旨、あるいは中央最低賃金審議会が取りまとめた令和

7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいております。

今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて目安をどのように捉えて参考とするのか。また、今年度の公益見解の趣旨について、理解を深めていただきたいというように思います。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することなどを目的としております。通常の賃金とは異なり、個別の団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討に当たりまして考慮する要素としては、様々なものがあるんですが、基本的な考え方をここでお伝えをしておきたいと思います。

まずは、最低賃金法は、法定の3要素というのを求めています。労働者の生計費、それから賃金、3つ目が通常の事業の賃金支払い能力、これを考慮して定めるということとなっております。

また、生活保護に関わります試算との整合性に配慮するということも想定をされております。その際、地域間のバランスを図るという観点から、中央の最低賃金審議会の目安を示すということになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際に求められていることから、それも無視できない項目になっております。具体的には、中・長期の金額の目標、それと地域間格差の是正になります。

次に、目安についてご説明をしたいと思います。

令和5年の全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載されておりますとおり、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないことを改めて認識いただきたいと思います。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回る、あるいは目安を下回ることもあり得るというふうに私どもは考えております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安に公益委員見解が述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌されまして、公労使の三者でしっかりと賃金のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定をしていただきたいと思います。

では、今年度の目安のポイントをご説明したいと思います。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づきまして、納得感があるものとなるよう公労使で7回にわたって真摯に議論を重ねてまいりました。

3要素のうち、何を重視するかは年によって異なるわけですが、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視する、それに加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いているということにも着目をいたしました。

3要素それぞれの評価ポイントについてご説明をいたします。まず、労働者の生計費についてです。消費者物価指数の持家の帰属家賃を除く総合を基準に議論を行ってきた、これは昔からそういうふうにしております。それとともに、今年度の物価について丁寧に議論をしました。足元の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの費用が全体の約7割を占めている。いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯について見ると、近年上昇傾向にあること。令和6年度においては、勤労者世帯の26.5%となっており、さらに勤労者世帯のうち、もっとも所得の低いグループである世帯収入第1十分位階級では、

27.5%とさらに高い水準になっていること、こういった点を公労使で確認をいたしました。

しかしながら、食料やエネルギーは昨年指標としていた消費者物価指数の頻繁に購入する品目だけに含まれるものではなくて、また様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む1か月に1回程度購入やそのどちらにも含まれない穀物を含む食料、生活の基礎となる品目を含む基礎的支出項目等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認をし、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断をいたしました。

そういった中で、今年度においては、消費者物価指数のどれか一つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的に見ようということになりまして、今年度は持家の帰属家賃を除く総合に加えまして、4つの指標を追加的に見ることにいたしました。

具体的には、一般に購入する品目、1か月に1回程度購入する品目、基礎的支出項目、食料の4つとなります。こういった指標を見ながら、持家の帰属家賃を除く総合が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%でありましたが、これを1点程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案いたしました。

なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げますと、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%という高い水準になっております。

3要素の2番目、賃金については、連合、それから経団連、日本商工会議所、それに厚生労働省の30人未満の企業を対象としました賃金改定状況調査、こういった様々な調査で賃上げのベクトルが上向きであるということが今年も確認がされております。賃金が上昇している流れにも着目する必要性について公労使の考えが一致したことでございます。

最後に3つ目ですね。通常の事業の賃金支払い能力については、個々の企業の賃金支払い能力を示すものではないと解されておりまして、これまでの目安賃金においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行いました。

支払い能力については、実は決め手となる資料がなかなかないわけです。そこで、例年どおり賃金改定状況調査の第4表が支払い能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか、売上高、経常利益率も確認をしております。その際、資本金規模が1,000万円未満の企業が厳しいといったデータや、価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識したところですが、全体として支払い能力は改善傾向であるというふうに考えました。

さて、今年度示しました目安についてですが、これまでご説明をした点と一部重複をいたします。しかし、ここは強調をしておきたいので、申し上げておきたいと思います。

3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すに当たっては、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視する、それに加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目をいたしました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業、小規模事業者にも波及させることや最低賃金法の目的にも留意をしたところであります。

具体的には、全国加重平均としては、今年度は6.0%、63円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。近年、配意を求められております政府の閣議決定では、地域間格差の是正が盛り込まれております。中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要だということで意識をしてまいりました。そういっ

た中、消費者物価指数、具体的には持家の帰属家賃を除く総合ですね。この上昇率がAランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや賃金改定状況調査結果第4表、①、②、③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていることなどの指標を考慮すると、今年度は下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えました。具体的には、Aランク63円、率にしますと5.6%、Bランクも63円、上昇率は6.3%、Cランク64円、6.7%といたしました。

Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっているというのは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配慮、物価や賃金等の指標を見てお示しをしたものであります。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって適宜参考としていただきたいと思います。

なお、都道府県別に示される地域の経済、雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくために、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータの有無を明らかにするような要請も小委員会の議論の中でありました。これについては、早速労働局には伝達されていると承知をしておりますので、適宜参考にされたいと思います。

次に、発行日についてです。発行日については、10月1日等の早い段階で発行させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要という声も上がっております。

こうした状況により留意するとともに、最低賃金法を第14条第2項において、発行日は各地方最低賃金審議会の公労使委員の間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに、発行日についても十分に公労使で議論を行っていただくよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望をしたいと思います。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき、公労使で真摯な議論を重ねてまいりました。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考にさせていただいて、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき、公労使による建設的で真摯な議論が行われることを私どもは期待をしております。

中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果にこれからも注目をしていきたいと思います。

以上、私からのメッセージでした。

○事務局（賃金室長）

目安答申の伝達事項としましては、以上でございます。

○段野会長

ただいま目安答申に関する説明がございましたけれども、これに対するご意見やと質問等ございましたら、委員の皆様、よろしく願いいたします。

まず労働側、川口委員、いかがでしょうか。

○川口委員

川口です。

ただいま中央の目安の答申に関して、議論経過も含め説明いただきました。賃上げの流れというのは継続していく中で、その上にさらに物価上昇というところも考慮した、導き出した方をしたことを考慮すると徳島においてもそのような考え方に基づいて議論ができたかと考えています。

私からは以上です。

○段野会長

ありがとうございます。では、使側、脇田委員、お願いします。

○脇田委員

はい、脇田でございます。おはようございます。

目安に関する先程のご説明を聞き、中身は先に見ていましたけども、何故この額になったのかというのがさっぱり分かりませんでした。私の読解力が足りないのかも分かりませんが、最終的にデータに基づき、数字的にこうなりましたというのは無かったように思います。

あと、我々としても、物価高の中において、最低賃金を上げていくということについては、異論は特にないわけでございますけれども、政府の言う7%ぐらいを上げていくという目標に対し、ええ数字がなかったというふうに私は理解して、苦し紛れにいろんな数字を引っ張ってきてあの額になったのかなというふうに思っています。

それと、特に最低賃金、最低賃金というようなことがクローズアップされていますけれども、あるいは年金受給者などの年金額については、マクロ経済スライドのような考え方を導入して、なかなかこう上げないような仕組みにしているということもあって、やはり日本全体でどうしていくのかということを自民政府のほうは考えていただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○段野会長

ありがとうございます。

そのほか、ご意見ございますでしょうか。この後の専門部会に参加されない、出席されない方、ご意見等、ご質問等をいただきましたらと思います。いかがでしょうか。

○天野委員

天野です。提示された金額にすごく驚いているのと、去年、すごく徳島は頑張って賃上げて、全国から注目されてるので、またひと頑張りしませんかということだったんですけれども、現実に小規模事業者の話を聞きましたら、この提示された金額というのは、とてもハードルが高いというのが一言目の皆さんのご意見だったんです。

私の会社は製造業なんですけれども、トランプ関税ですごく打撃を受けています。その中で、この提示された金額というのは、厳し過ぎる。それと製造業ですので、人員を育てていかなければいけない、その中で廃業を余儀なくされるというのが去年からの傾向なんです。徳島の製造業、それも個人事業主で細々と経営されているところを圧迫しないようにしたい。今年は特に本当にトランプ関税ですごく影響を受けているところが多いと思います。景気のいいところもあると思うんです。いいところもありますが、悪いところはすごく悪い。弊社のところでは、お仕事をいただいていたところからの受注がゼロになりました、今年の前半、6か月受注がゼロだったんです。そういう状況がたくさんある会社の

中で、大幅な賃上げは、とても厳しいです、でも、物価が上昇していることも分かっています。両方を考慮しながら審議を進めていかなければと思ってます。よろしくお願いします。

○藍原委員

藍原です、よろしくお願いいたします。

前回もお話しさせていただいたんですけれども、やはり当然、従業員の皆さんの賃金を上げるとするのは絶対だと私も思っています。これだけ物価高になってくると、当然必要だと思ってるんですが、ただ、やはり、先ほど天野委員もおっしゃったと思うんですけれども、昨年も84円の大幅な引上げ、そして、今回63円の目安どおりという、147円も2年間で時給がアップする中で、県内の99%を占める中小企業はそれを耐えることができるのかというと、当然耐えることはできないと思っております。弊社仲間の中にも、本当に悲鳴を上げている方がいるのが現実です。

今ずっと資料を拝見してましたけど、やはり聞こえてくるとおりの言葉です。従業員の皆さんも、賃金が上がったから、生活が楽になったかという、そうではなくて、実質の手取りの額は増えてるわけではなく、むしろ働き控えがたくさん起こってます。つまり生産性が上がるどころか、中小企業においては生産性が下がっていくような現状であり、国とかが追いやってるのかなとすら思えてくるのが私の個人的な印象です。

ですので、当然、企業として最大限の努力をしていくべきだとは思いますが、やはり国とか地方自治体とかが共に、卵が先か、鶏が先かなと思うんですけど、本当の意味の生活が楽になる、国民が楽になる、県民が楽になる方法をどうしたらいいのかというのを真摯に考えていかないと、これは進んでいかないのではないかなというふうに思っております。

ですので、そういったものも踏まえて、真摯に時間をかけて、ゆっくり徳島の未来に向けた協議を図らせていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○段野会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。はい、辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

はい、お世話になります、辰巳です。

8月4日に63円の目安が出た後、私どもに加盟いただいている企業の方のところにアンケートを取らせていただきました。実は去年も取ったんですね。去年の目安50円が出たときに。今年は徳島の最賃が1,050円になった場合と1,100円になった場合に企業の中でどれぐらいの方が賃金を上げなければならないか。去年は950円と1,000円という形で、20社にアンケートを行いました。対象は四国に拠点を持つ流通関係の大手企業や地元の製造業を中心とした中小事業者です。

今年と昨年との違いは何かというと、大手の企業の正社員の方は最賃が1,100円になっても、引っかかる人はいないんです、はっきり言うて。ただ、大手の企業で昨年と違った点は、その大手の企業で再雇用されてる方、60歳を過ぎて再雇用をしてる方の状況が昨年と違っていました。去年は1,000円になっていなかったのが時給1,000円であれば問題なかったのですが、今年は1,050円のラインに上げなければならない、上がった場合には引っかか

る方が大手でも多数あったという状況でした。

それと前回も申したと思いますが地元の中小では、やはり最賃が上がらなかったら、正社員の給料が上がらないという企業があります。

それで、パートさんについては、全部じゃないですが、約半分の方が1,050円になったら、賃上げの対象にかかるかなと。これは、先ほど脇田さんが言った年金問題で、国の政策の103万問題ですよ。そこにパートさんが引っかかってくることになるので、これは、今回125万でなっていく流れもありますが、来年はちょっとまだ分からへんと思うんですけども、ここはこれで国の課題があるかなということ。

もう一つ、外国人の方を雇用しているところ、技能実習生の外国人、このところの企業は、外国人の方に対しては、100%ではなかったんですけど、ほとんどの方を上げなければならなくなるなという状況でした。ここで引っかかる方と言ったら失礼な言い方なんですけど、定年されて、再雇用で働いている3人の方に会ってきたんですが、やはりこの徳島では、車がなかったら生活できんと、年とってきたら、乗れるまでは絶対乗りたいと、車の維持費やガソリン代の負担のことを考えると食べ物を削ることを考えながら生活せなあかんと、やはり生活には今、米がこんなに高くなった。本当に高くなったんで生活が苦しいという声が一番多かったです。

本当に、やはりこの物価高に対しての対応とか、今、徳島の交通の機関、ここに対することの何か対策がない限り、昨年、84円の引上げは高かったかもしれないんですけど、僕は未だ徳島の最賃額が全国の真ん中までは行ってないと思うてんです。今年はせめて全国の真ん中以上。基本的に徳島で働く人が兵庫県に出ていかない、大阪に出ていかないようになることを目指して、今回の最賃も非常に重要だなと思っていますので、この後の審議をお願いしたいなと思います。

○段野会長

横井委員、お願いいたします。

○横井委員

今回、63円の根拠が分からないという話もありましたけれども、生活していく中で、徳島県がほかの地域と比べて生活していく、物価上昇とかが大きく変わっているように思わないんですけども、実際に今、徳島の働く方がどうしたら未来を担っていくかという話もありましたので、実際、徳島県の物価上昇の実情といった観点を踏まえて議論させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○段野会長

はい、ありがとうございました。皆様、よろしいでしょうか。

〔委員から「なし」の声〕

○段野会長

はい、ありがとうございます。それでは、次の議題に移りたいと思います。

今後の審議日程についてですけども、その前に本日は第4回本審の後、専門部会を開催する予定となっております。それについて事務局、説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

事務局より説明させていただきます。

本日の第4回本審に関しましては、2部構成を予定しております。午前中の部におきまして、地賃に係る目安伝達を行わせていただきました。この後、第1回地賃専門部会を開催し、委員の皆様で地賃金額のご審議をいただくこととなります。その後、午後1時30分からは、特定最低賃金について、一般機械・電気機械の特賃専門部会委員による合同専門部会を開催し、特定最低賃金改正の必要性審議を行っていただきます。なお、特賃の合同専門部会につきましては、非公開となっております。その後、午後3時をめぐり、第4回本審の午後の部を再開し、特定最低賃金改正の必要性審議において議決された内容の答申を行っていただきます。また、特賃合同専門部会において、特賃改正が必要とされた場合、その場で労働局長より当審議会に対して特賃改正に係る金額諮問を行う予定となっております。なお、第4回本審午後の部につきましては、午後3時をめぐり再開を予定していますが、開始時刻は前倒しすることも考えられますので、午後2時30分頃をめぐり、委員控室を5階会議室にご用意しておりますので、委員の皆様方はお戻りいただければと思います。

以上です。

○段野会長

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本日は本審、地賃専門部会、特賃専門部会が連続して開催されることとなります。専門部会の委員としてご担当されている委員の皆様におかれましては、各専門部会でのご審議をよろしくお願いいたします。

また、専門部会委員を担当されていない委員の方々におかれましても、第4回本審の午後の部が開催される可能性があることから、午後2時30分をめぐり5階の委員控室にお集まりいただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、次回の審議開催予定について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

次回の本審及び専門部会の開催のご予定について説明させていただきます。

8月28日（木曜日）13時から第2回地賃専門部会を開催したいと考えています。次に8月29日（金曜日）9時30分から第3回地賃専門部会を開催したいと考えています。次に9月1日（月曜日）9時から第4回地賃専門部会を開催したいと考えています。また、同日の11時から第5回の本審を開催したいと考えています。会場は、いずれも徳島地方合同庁舎6階会議室、こちらのほうで開催したいと考えています。なお、委員の皆様方のご予定や会場確保のため、専門部会を第4回まで予定していますが、もしそれまでに結審したとしても、皆様方のご都合上、第5回本審は9月1日となります。例えば、第2回、あるいは第3回の地賃専門部会で結審した場合には、9月1日の9時から第5回本審を開催し、専門部会の報告を受けていただくことを考えております。

また、第4回専門部会でも結審しなかった場合につきましては、9月1日開催の第5回本審において、次回以降の開催日の審議を行っていただきたいと考えております。

委員の皆様方のご都合などを考慮の上、日程調整を行いました。この審議の日程について、ご審議いただければと存じます。

○段野会長

ありがとうございます。ただいま事務局よりの提案を私がまとめさせていただきます。

8月28日（木曜日）13時から第2回地賃専門部会、8月29日（金曜日）9時から第3回地賃専門部会、9月1日（月曜日）9時から第4回地賃専門部会を開催して金額の審議を行います。9月1日の月曜日11時から第5回本審を開催することとしまして、9月1日開催の第4回地賃専門部会でも結審しなかった場合は、同日開催の第5回本審で次回開催日の審議を行うことについての提案となっております。こちらの事務局の提案について、委員の皆様、ご意見いただけましたらと思います。いかがでしょうか。こちらでよろしいでしょうか。

〔委員から「異議なし」の声〕

○段野会長

ありがとうございます。それでは、これからの予定としましては、本日、この後、第1回地賃専門部会を開催して、次回は、8月28日木曜日13時から第2回地賃専門部会を開催し、金額審議を行うことといたします。

そのほか、皆様からご意見ございましたら、確認事項等も含めまして、よろしく願います。

○脇田委員

よろしいですか。

○段野会長

はい、脇田委員どうぞ。

○脇田委員

脇田でございます。

先ほちょっと意見を述べさせていただきましたけれども、今回、63円、目安どおりに仮に上げたら、パートさんも賃金が上がることによって年収の壁に当たる人が結構増えるだろうと思っておりまして、働き控えが出るんじゃないかということを危惧しているということでした、これは賃金を上げるのと直接関係はないかも分かりませんが、事業者にとっては、非常に切実な問題であるというふうに私は思ってます。

それから、議事録に残していただきたいんですけども、データがやはり全体でしか、例えば日本の国全体、徳島県全体のデータしかないので、政府が小規模事業者というところに光を当てていかないと、何年か前の数字ですけども、本県の小規模事業者の割合が87.8%ということで、西日本では多分一番高いんじゃないかなというふうに思ってます。また、そこで働く従業員も全労働者の35%ぐらいいらっしゃいますので全国的に見ても高い割合となっています。やはり小規模事業者に特化したデータというのが、今、全く無い中で色々議論をしていかないといけないというところが、非常に我々にとってはつらいところです。

政府には小規模事業者の実態はどうなんだというところのデータを整理していただきたいという思いを私は持っています。でなければ、あまり賃金を急激に上げていくと、小規模事業者に影響が出て、結局、労働市場が非常に不安定になっていくということも考えられます。語弊があるかも知れませんが、中規模以上の企業では最低賃金は関係ないところもあると思いますので、やはり小規模事業者に光を当てた議論というものが必要だと私は思っていますので、意見として述べさせていただきました。

以上です。

○段野会長

ありがとうございます。続きまして辰巳委員、よろしくお願いします。

○辰巳委員

今、103万の問題が出たんで、これ、実は去年もここかミーティングの場で話があったと思うので、この件だけは、私が取り組んだとことについて報告させてもらいたいなと。

103万問題は、我々の関心ごとでもあり昨年度も178万にしてくれと、国会議員への働きかけを含め様々な活動をしてきましたし、今年も最賃の引上げ額がどうなろうと同じように活動を続けるつもりです。けど、これは政治的な話だと思います。

ただ、私、スーパーマーケットの労働組合出身ですけども、パートさんで給料を上げなくていいという人は一人もいませんよ。上げてほしいけども、103万の壁があるから、会社のことを思って、働けないから、上がっても仕方ないなと。

あと、パートさんの企業で一時金が12月に支給される、例えば1万円とか2万円支給される企業もあるんですよ。これ、辞退されるんですよ、パートさんが、というような課題もあります。ですので、これは国の課題なんで、103万と最賃がちょっとごっちゃにならんようにだけはしてほしいと思います。

○段野会長

ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

○中村委員

すみません、よろしいですか。

○段野会長

中村委員、お願いします。

○中村委員

103万円の問題は抜本的な国の問題、制度の問題としてはあると思っています。ただ現実問題として、働き控えということが発生しているというのは事実です。これだけ最低賃金が上がってきているというところで、10月1日発効であれば、その後年末までの3か月間でシフト調整をされます。11月発効であれば、残り2か月でシフト調整されるということが現実として起こってきているのです。それにより人手不足が、またさらにひどくなるという問題が実際には起こっていますので、そのあたりは、認識いただければと思います。

○辰巳委員

中村委員が言われるように、発効日の問題は、昨年のももあったから、それは今年も発効日の問題もですね。発効日が1月1日になったらあかんということはないみたいですので、そういうことも検討いただいて、さっきの議論に出ている、徳島に何がふさわしいか、徳島で働く人の生活のためどのようにすべきかという視点で考えていただくので、発効日は二の次にしていただき、二の次って、早うせえということじゃないですよ、後らせてでも、そういうことの課題が解決できることにしていただきたいなと思うんですね。

○段野会長

はい、ありがとうございます。他の方、よろしいでしょうか。

〔委員から「なし」の声〕

○段野会長

では、事務局より何かありますでしょうか。

○事務局

事務局より連絡事項をお伝えいたします。

この後、当会場で第1回地賃専門部会を開催いたします。準備作業もございますので、予定どおり、10時に開催をいたしたいと思っておりますので、地賃委員の皆様方におかれましては、10分ほど休憩を挟んでいただいて、10時までにこちらのほうへお集まりいただければと思っております。

また、一般機械、電気機械、いずれかの特賃の専門部会委員を担当されておられる委員の皆様方におかれましては、午後1時30分より合同専門部会を開催いたしますので、それまでにご参集いただければと思っております。

また、先ほどの説明の繰り返しになるんですけれども、特賃の合同専門部会において、特賃改正の必要性ありと決議された場合は、15時より本審を再開する予定ではございますけれども、午後の専門部会が早く終われば、前倒しで本審を再開するところになりますので、地賃、特賃の専門部会委員となっていない委員の皆様も、14時30分までには5階の委員控室のほうにご集合のほうをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○段野会長

では、皆様、本日は審議が立て込んでおります。委員の皆様におかれましては、大変かと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本審議会は一旦終了することとします。ありがとうございました。